

資料1 - 1

(H30.4.24)
規制改革推進会議
第25回投資等WG資料



放送事業改革に向けた提言

慶應義塾大学
政策・メディア研究科
特別招聘教授 夏野 剛

1. 放送と通信の違い

- 全国規模で、同時に配信可能 = 「放送」の特権
 - 通信では、配信先も配信内容も限定的

通信



放送



情報インフラ	インターネット(電話線)	電波
速度	遅い	速い
受信デバイス	主にパソコン	テレビ

2. 技術革新の進展

- **ブロードバンドとデバイスの多様化** 通信も「放送」と同等に
 - 日常的に触れるデバイスとしては、むしろ「通信」が有利

通信



放送



情報インフラ	ブロードバンド (光ファイバー)	電波
転送速度	速い	速い
受信デバイス	スマホ、タブレット、パソコン その他いろいろ(含むテレビ)	テレビ

3. 通信による映像配信

- 「通信」ではグローバル規模でのコンテンツ拡大が進む

- 市場拡大のチャンスがある一方で、規制などのルール作りはこれから

通信

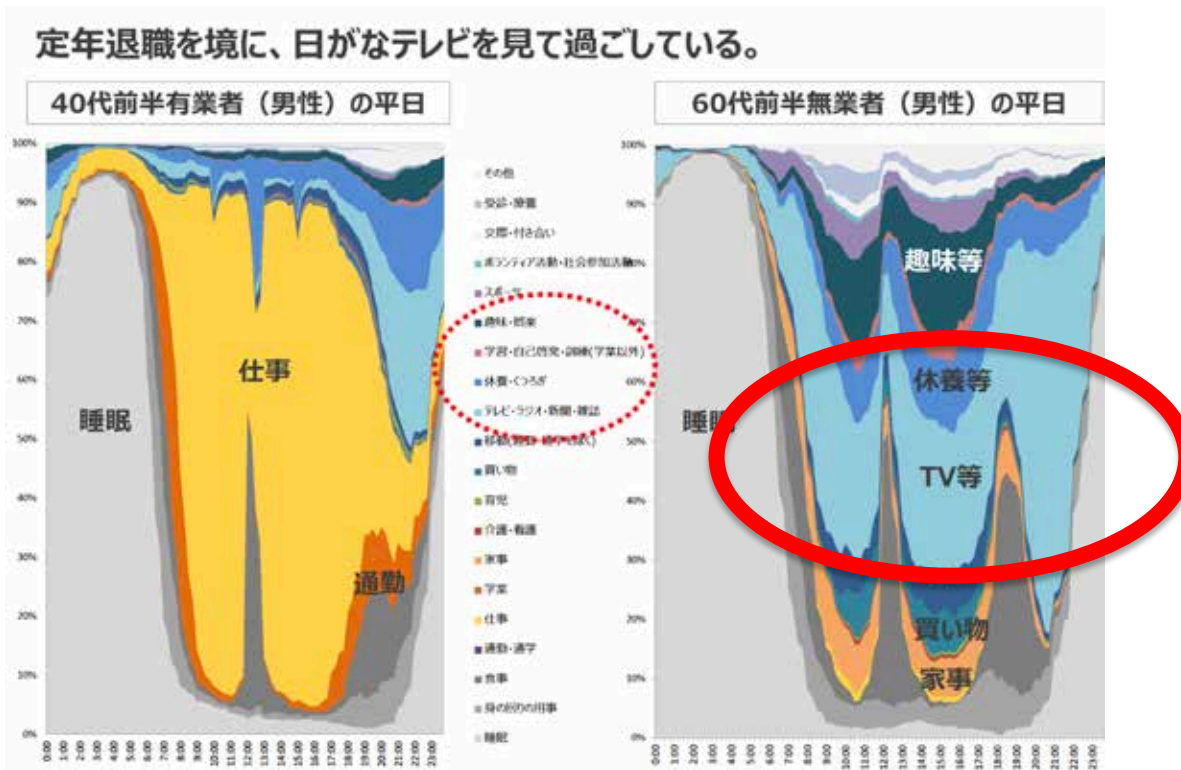
放送

	通信	放送
主な視聴者層	ミレニアル世代	団塊の世代 以上の高齢者
コンテンツ 制作者	一般の個人も含めた 不特定多数	審査を経た 放送事業者
配信コスト	個人でも可能な水準	放送設備など莫大
コンテンツの レベル	大多数のコンテンツは 個人レベル、低品質	ドラマ、報道など 圧倒的に高品質
規制	特になし	編集基準や配信地域など
市場予測	グローバルな規模で 急速に普及	国内市場は次第に収縮

4. テレビはすでに高齢者のものに

•地上波放送のコンテンツは、「放送」ありきななので古いライフスタイルの視聴者に偏重しがち

高齢者が好むような政治的立場、好むような角度からの編集に陥りがち。



5. 考察

このままでは日本のテレビ映像コンテンツは出口を失う

- a) 最も高品質の映像コンテンツは放送局が制作している
- b) しかし、放送局はネット時代に対応していないし高齢者志向
- c) このまま既存ビジネスモデルにしがみつくと
市場縮小下に放送偏重の経営を続け、競争力低下
グローバル標準の映像コンテンツづくりは立ち後れる一方

多くの人に届けるためにも、配信手段の多様化が必要

- a) 幅広い世代に広くあまねく届ける仕組み = ネットは必要不可欠
- b) 緊急速報、字幕や多言語、手話などの特定ニーズにも、
通信・放送によるチャンネル化など、新しい解決策を探るべき
- c) そうした状況を前提に、放送 = 映像配信の公平性も検討

6. 提言

規制緩和と経営改革により、放送事業者の競争力強化を実現し、ひいては日本の映像コンテンツ競争力向上を目指す。

「電波を前提とした規制緩和」

放送は特権ではなくなりつつある
→規制の意味は喪失していく

- ・番組の地域配信規制の撤廃
- ・資本規制の緩和による競争環境の整備
- ・地方局の再編・統合推進

資本統合による放送業界のコンテンツ競争力強化

「放送事業者の経営改革」

プラットフォーム競争の時代に向けて
耐えうる経営体制づくりを推進

- ・番組審議機関の強化と情報開示の徹底
- ・取締役会の過半数を社外取締役とし経営体制を強化

内部ガバナンス強化による経営競争力強化

6. 提言

電波を前提とした規制の緩和

a) 番組の地域配信規制の撤廃

- ・radikoのエリアIPによる規制はナンセンス
- ・地方局もネット経由で独自番組の配信を可能に
独自コンテンツ制作、配信へのモチベーションを高める

b) 資本規制の緩和

- ・認定放送持ち株会社の資本規制(事実上の買収禁止)の撤廃
- ・「放送対象地域が重複しない場合」地方局へのマスメディア集中排除
原則適用除外

キー局による再編ではなく、ローカル局同士の再編を促進する

(番組制作能力に劣ると言われる地方局の番組制作能力を再編により向上させる)

6. 提言

放送局のガバナンス強化によるマネージメント改革

a) 放送番組審議機関の強化とオープン化

- ・議事録開示の義務化
- ・委員の選定基準・理由の明確化と開示

内部の論理、業界の論理による番組制作上の忖度を排除

b) 社外取締役による経営ガバナンス強化

- ・取締役の過半数を社外取締役に事実上の義務づけ(ガイドラインで制定)
- ・経営と執行の分離による内部ガバナンスの制度化

情実人事や内部の論理の横行を阻止し、公器としての放送局経営を促進